

JILPT 調査シリーズ

No. 27

2006年10月

# 従業員の発明に対する処遇について の調査

The Japan Institute  
for  
Labour Policy and Training

独立行政法人 労働政策研究・研修機構



### 2-3. 報奨金の支給時点

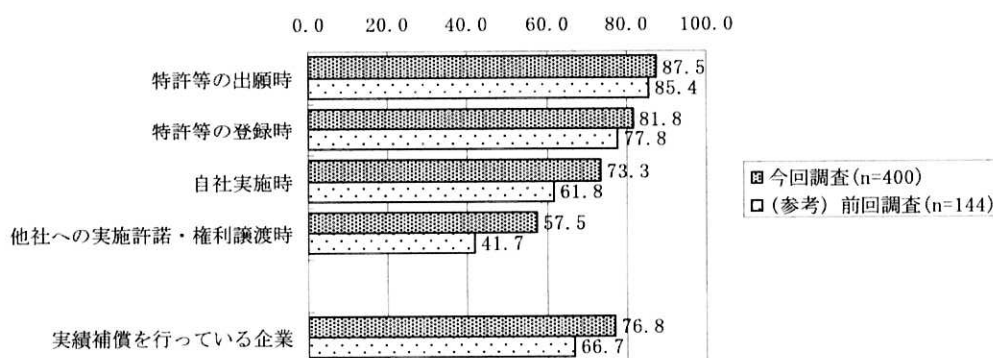
報奨金について「明文の規定」または「慣行」があるとする企業（以下、「報奨金を支給している企業」と略す）に対して、報奨金を支払う時点を尋ねたところ、「特許等の出願時（外国出願を含む）」に支給しているとする企業が87.5%ともっとも多く、次いで、「特許等の登録時」が81.8%、「自社実施時（今後の実施を見込んで支給する場合を含む）」が73.3%、「他社への実施許諾（ライセンス供与）・権利譲渡時」が57.5%となっている。前回調査と比較すると、いずれの支払時点も今回調査の結果のほうが高く、とくに「自社実施時」は11.5ポイント、「他社への実施許諾・権利譲渡時」は15.8ポイント高くなっている。

「自社実施時」または「他社への実施許諾時」のいずれか一方または両方の時点で支給を行っている企業（いわゆる「実績補償」を行っている企業）は76.8%となっており、前回調査(66.7%)と比較すると、10.1ポイント高い（図表4-8）。

なお、参考として、報奨金の支給時点の組み合わせをみると、4つの時点で全て支払う企業が46.5%ともっとも多い。次いで、「特許等の出願時」「特許等の登録時」「自社実施時」の3時点で支払う企業が13.5%、「特許等の出願時」「特許等の登録時」の2時点で支払う企業が13.3%などとなっている。わずかではあるが、報奨金を「特許等の登録時」から支給している企業や、「自社実施時」から支給している企業もあった。

前回調査と比較すると、4つの時点すべてで支払う企業は前回調査で29.9%だったものが、今回調査では46.5%と16.6ポイント高くなっている一方、「特許等の出願時」「特許等の登録時」の2時点で支払う企業は前回調査で21.5%だったものが、今回調査では13.3%と8.2ポイント低くなっている（図表4-9）。

図表4-8：報奨金の支給時点（複数回答、単位＝％）



※報奨金の取扱いについて、「明文の規定がある」「明文の規定はないが慣行がある」と回答した企業を対象に集計。なお、ここでの「実績補償を行っている企業」とは「自社実施時」または「他社への実施許諾・権利譲渡時」のいずれかに支給しているとした企業のことである。



図表4-9：報奨金の支給時期の組み合わせ別の支払状況（複数回答）

選択肢の組み合わせ	1 特許等 の出願 時	2 特許等 の登録 時	3 自社実 施時	4 他社へ の実施 許諾・ 権利譲 渡時	今回調査 (n=440)		(参考) 前回調査 (n=144)	
					件数	割合(%)	件数	割合(%)
"1,"	○				14	3.5	9	6.3
"1,2,"	○	○			53	13.3	31	21.5
"1,2,3,"	○	○	○		54	13.5	21	14.6
"1,2,3,4,"	○	○	○	○	186	46.5	43	29.9
"1,2,4,"	○	○		○	11	2.8	7	4.9
"1,3,"	○		○		4	1.0	4	2.8
"1,3,4,"	○		○	○	26	6.5	8	5.6
"1,4,"	○			○	2	0.5	0	0.0
"2,"		○			16	4.0	8	5.6
"2,3,"		○	○		4	1.0	1	0.7
"2,3,4,"		○	○	○	3	0.8	1	0.7
"3,"			○		15	3.8	10	6.9
"3,4,"			○	○	1	0.3	1	0.7
"4,"				○	1	0.3	0	0.0
無回答					10	2.5	0	0.0
総計					440	100.0	144	100.0

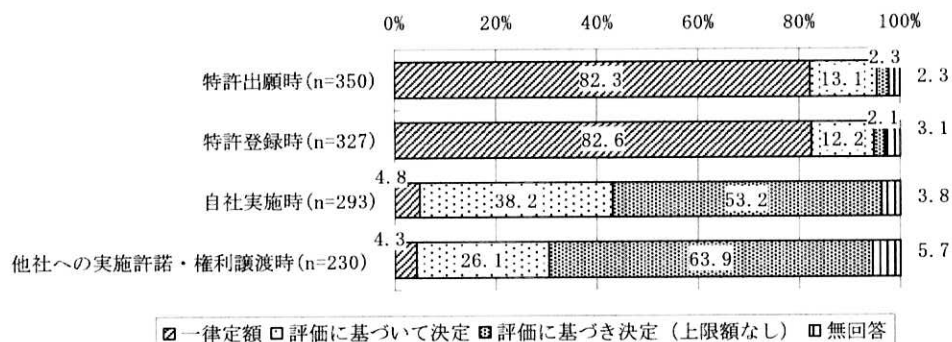
※○印は選択肢の組み合わせを意味する。

#### 2-4. 報奨金額の決定方法

報奨金を支給している企業について、支給する時点別に報奨金額の決定方法をみると、「特許出願時」と「特許登録時」では、8割の企業が一律定額を採用している。他方、「自社実施時」と「他社への実施許諾・権利譲渡時」については、9割の企業が何らかの評価に基づき金額を決定している（「評価に基づいて決定」「評価に基づき決定（上限なし）」の合計）。

とくに、「自社実施時」に支給している企業では、報奨金に「上限なし」とする企業が53.2%あり、「他社への実施許諾・権利譲渡時」では「上限なし」は63.9%となっている（図表4-10）。

図表4-10：報奨金額の決定方法（支給時点別）



※報奨金の取扱いについて、「明文の規定がある」「明文の規定はないが慣行がある」と回答した企業を対象に集計。

## 2-5. 報奨金の決定方法別の金額

決定方法別の金額についてみると（図表 4-11）、特許出願時で 8 割の企業が採用している一律定額の平均値は 9,941 円だった（最大値 100,000 円、最小値 1,000 円）。

同様に、特許登録時で 8 割の企業が採用している一律定額の平均値は 23,782 円だった（最大値 300,000 円、最小値 1,200 円）。

他方、自社実施時では 9 割の企業が何らかの評価に基づき金額を決定しているが、上限と下限を定めて評価に基づき金額を決定している企業についてみると、上限の平均値は 12,079,577 円であり、下限の平均値は 53,517 円だった。

同様に、他社への実施許諾・権利譲渡時でも 9 割の企業が何らの評価に基づき決定しているが、上限と下限を定めて評価に基づき金額を決定している企業についてみると、上限の平均値は 22,924,444 円であり、下限の平均値は 78,278 円となっている。

なお、前回調査との比較でみると、特許出願時と特許登録時の「一律定額」の平均値は、前回調査に比べわずかではあるが高い。次に、自社実施時と他社への実施許諾・権利譲渡時についてみると、「評価に基づいて決定」の平均値は上限、下限ともに前回調査を上回っており、報奨金の上限額が高額化している可能性を示唆している<sup>4</sup>。

表4-11 報奨金支給時点別にみた金額決定方法、及び金額(今回調査)

支払時点別の金額決定方法			平均値	最大値	最小値
特許出願時 (n=350)					
・ 一律定額	82.3%	定額	9,941円	100,000円	1,000円
・ 評価に基づいて決定	13.1%	上限	47,434円	500,000円	4,000円
		下限	7,419円	39,000円	1,000円
・ 評価に基づいて決定（上限なし）	2.3%				
特許登録時 (n=327)					
・ 一律定額	82.6%	定額	23,782円	300,000円	1,200円
・ 評価に基づいて決定	12.2%	上限	197,849円	2,000,000円	10,000円
		下限	23,259円	10,000円	2,000円
・ 評価に基づいて決定（上限なし）	2.1%				
自社実施時 (n=293)					
・ 一律定額	4.8%	定額	44,545円	100,000円	10,000円
・ 評価に基づいて決定	38.2%	上限	12,079,577円	30,000,000円	50,000円
		下限	53,517円	500,000円	0円
・ 評価に基づいて決定（上限なし）	53.2%				
他社への実施許諾・権利譲渡時 (n=230)					
・ 一律定額	4.3%	定額	63,333円	100,000円	40,000円
・ 評価に基づいて決定	26.1%	上限	22,924,444円	30,000,000円	90,000円
		下限	78,278円	500,000円	2,500円
・ 評価に基づいて決定（上限なし）	63.9%				

※小数点以下は四捨五入。

(参考) 報奨金支給時点別金額決定方法、及び金額 (前回調査)

支払時点別の金額決定方法			平均値	最大値	最小値
特許出願時 (n=118)					
・ 一律定額	80.5%	定額	8,977円	50,000円	3,000円
・ 評価に基づいて決定	19.5%	上限	134,000円	1,500,000円	3,000円
		下限	56,900円	1,000,000円	0円
特許登録時 (n=107)					
・ 一律定額	79.4%	定額	22,588円	100,000円	1,000円
・ 評価に基づいて決定	20.6%	上限	134,059円	500,000円	30,000円
		下限	10,778円	50,000円	0円
自社実施時 (n=86)					
・ 一律定額	9.3%	定額	97,667円	500,000円	10,000円
・ 評価に基づいて決定	90.7%	上限	3,552,308円	100,000,000円	50,000円
		下限	30,367円	400,000円	0円
他社への実施許諾・権利譲渡時 (n=54)					
・ 一律定額	1.9%	定額	—円	—円	—円
・ 評価に基づいて決定	98.1%	上限	4,948,333円	50,000,000円	200,000円
		下限	44,661円	400,000円	0円

訂正箇所

調査シリーズ No.27「従業員の発明に対する処遇についての調査」の 34 頁表 4-11 の以下の箇所について誤りがあった。

訂正箇所は以下のとおり。

特許登録時の「評価に基づいて決定」の下限の最大値

(誤) 10,000 円 → (正) 100,000 円

自社実施時の「評価に基づいて決定」の上限の最大値について

(誤) 30,000,000 円 → (正) 300,000,000 円

他社への実施許諾権利譲渡時の「評価に基づいて決定」の上限の最大値について

(誤) 30,000,000 円 → (正) 300,000,000 円

訂正結果は以下のとおり。

表4-11 報奨金支給時点別にみた金額決定方法、及び金額(今回調査)

支払時点別の金額決定方法			平均値	最大値	最小値
<b>特許出願時 (n=350)</b>					
・一律定額	82.3%	定額	9941円	100,000円	1,000円
・評価に基づいて決定	13.1%	上限	47,434円	500,000円	4,000円
		下限	7419円	39,000円	1,000円
・評価に基づいて決定 (上限なし)	2.3%				
<b>特許登録時 (n=327)</b>					
・一律定額	82.6%	定額	23,782円	300,000円	1,200円
・評価に基づいて決定	12.2%	上限	197,849円	2,000,000円	10,000円
		下限	23,259円	100,000円	2,000円
・評価に基づいて決定 (上限なし)	2.1%				
<b>自社実施時 (n=293)</b>					
・一律定額	4.8%	定額	44,545円	100,000円	10,000円
・評価に基づいて決定	38.2%	上限	12,079,577円	300,000,000円	50,000円
		下限	53,517円	500,000円	0円
・評価に基づいて決定 (上限なし)	53.2%				
<b>他社への実施許諾・権利譲渡時 (n=230)</b>					
・一律定額	4.3%	定額	63,333円	100,000円	40,000円
・評価に基づいて決定	26.1%	上限	22,924,444円	300,000,000円	90,000円
		下限	78,278円	500,000円	2,500円
・評価に基づいて決定 (上限なし)	63.9%				

注) 小数点以下は四捨五入。

---

JILPT 調査シリーズ No.27

従業員の発明に対する処遇についての調査

発行年月日 2006年10月31日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(編集) 調査部 TEL:03-5903-6284

印刷・製本 有限会社 明光社

---

©2006

\* 調査シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)